

# 青森県報

号外第六十四号

平成十八年  
六月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県核燃料物質等取扱税条例……………	( 税 務 課 ) ……二
青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例……………	( 人 事 課 ) ……一〇
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……三
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	( 同 ) ……七
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正す る条例……………	( 同 ) ……八
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に關 する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……八
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	( 税 務 課 ) ……一六
青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例 (環境政策課)……………	( 環 境 政 策 課 ) ……一六
青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例……………	( 健 康 福 祉 ) ……一六
青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する 条例……………	( 政 策 課 ) ……一六
青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律関係手 数料徴収条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……一六
青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に關す る条例の一部を改正する条例……………	( 医 療 薬 務 課 ) ……一六
青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (高齢福祉課)……………	( 保 健 衛 生 課 ) ……一六
青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (保険課)……………	( 保 險 課 ) ……一六

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等の徴収等に 関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) ……一三
青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例……………	( 障 害 福 祉 課 ) ……一三
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例……………	( 整 備 課 ) ……一六
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	( 漁 港 漁 場 ) ……一六
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	( 都 市 計 画 課 ) ……一七
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	( 教 育 庁 ) ……一七
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	( 県 立 学 校 課 ) ……一七

青森県核燃料物質等取扱税条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 二 原子炉設置者 規制法第二十三条第一項の許可を受けた者をいう。
- 三 再処理事業者 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者をいう。

- 四 廃棄物埋設事業者 規制法第五十一条の二第一項第一号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- 五 廃棄物管理事業者 規制法第五十一条の二第一項第二号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- 六 濃縮 規制法第二条第七項に規定する加工のうちウラン二三五のウラン二三八に対する比率を高める処理をいう。
- 七 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第三号の燃料体をいう。以下同じ。）を規制法第二十三条第一項第一号の実用発電用原子炉（以下「実用発電用原子炉」という。）に挿入することをいう。
- 八 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第二条第八項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第四十四条第二項第二号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- 九 使用済燃料の貯蔵 規制法第四十八条第一項第三号の使用済燃料の貯蔵をいう。
- 十 廃棄物埋設 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「規制令」という。）第三十一条第一項の表第一号イに該当する物（以下「廃棄体」という。）に係る規制法第五十一条の二第一項第一号の廃棄物埋設をいう。
- 十一 廃棄物管理 規制法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理施設において行う同条第一項第二号の廃棄物管理のうち規制令第三十二条第一号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第二条第二項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものをいう。
- 十二 核燃料物質等の取扱い 濃縮、核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

（納税義務者等）

第三条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

一 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者

二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該原子炉設置者

三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者

四 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者

五 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者

2 前項第二号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

一 規制法第二十三条第一項の許可を受けた後最初に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第四十九条第一項の検査のすべてに合格した日

二 電気事業法第五十四条第一項の検査の開始の日から終了の日までの期間内に実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査の終了の日

三 前二号に掲げる場合のほか、実用発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

（課税標準）

第四条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、価額、容量又は数量とする。

一 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふっ化ウランをいう。以下同じ。）の重量

二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料（既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべき

ものを除く。)の価額

- 三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- 四 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- 五 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量(当該容器が日本工業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とする。以下同じ。)
- 六 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量
- 2 前項第一号の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量を合計した重量、容量又は数量を十二で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間に月の末日が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときには、当該課税標準の算定期間の末日を当該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。
- 4 第一項及び前項の課税標準の算定期間とは、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。
- 5 新たに核燃料物質等の取扱い(核燃料の挿入を除く。以下本条において同じ。)の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第三項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。

6 事業者（加工事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第一項及び第三項の課税標準の算定期間（第一号の場合にあつては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第一項及び第三項の課税標準の算定期間）は、第四項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第四項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。

- 一 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあつては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第二条第八項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第二十条の規定により規制法第十三条第一項の許可が取り消された場合、規制法第四十六条の七の規定により規制法第四十四条第一項の指定が取り消された場合若しくは規制法第五十一条の十四の規定により規制法第五十一条の二第一項第一号に係る同項の許可若しくは同項第二号に係る同項の許可が取り消された場合
- 二 個人である事業者が死亡した場合
- 三 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

（税率）

第五条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量一キログラムにつき一万六千五百円
- 二 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 百分の十
- 三 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき一万九千四百円
- 四 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量一キログラムにつき千三百円
- 五 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量一立方メートルにつき二万三千七百円

六 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量一本につき七十二万八千七百円

(徴収の方法)

第六条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第七条 核燃料物質等取扱税の納税義務者（核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者を除く。）は、第四条第一項各号（第二号を除く。）の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期間における課税標準たる重量、容量又は数量（以下「課税標準量」という。）、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して二月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定によって申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額及びその延滞金の納付)

第八条 法第二百七十六条第四項の規定によって通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第二百七十七条第二項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納付



しなければならない。

(納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付)

第九条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第七条第一項及び第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後にその税金（同条第三項の規定による修正により増加した税額を含む。）を納付する場合には、その税額に、法第二百八十条第一項並びに法附則第三条の二第一項及び第四項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第十条 法第二百七十八条第五項又は法第二百七十九条第四項の規定によって通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(賦課徴収)

第十一条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の定めるところによる。この場合において、同条例第四条第一項中「九 固定資産税」とあるのは

「九 固定資産税  
十 核燃料物質等取扱税」と、同条例第

十二条第二項第二号中「主たるものの所在地」とあるのは「主たるものの所在地」、核燃料物質等取扱税については申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十八年六月青森県条例第六十一号）第二条第六号に規定する濃縮に係る事業所、同条第七号に規定する核燃料の挿入に係る実用発電用原子炉、同条第八号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第九号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第十号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第十一号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)



第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則

1 この条例は、法第二百五十九条の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。

2 第四条第一項第四号の使用済燃料には、平成十八年九月二十七日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料を含まないものとする。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）を含む第四条第一項及び第三項の課税標準の算定期間（以下「施行時の課税標準算定期間」という。）は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日から施行日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。この場合における施行時の課税標準算定期間に係る同条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「前項」とあるのは「前項又は附則第三項」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第六項中「第四項又は前項」とあるのは「第四項、前項又は附則第三項」とする。

4 施行日が青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号）の失効の日の前日の属する月に属している場合における施行時の課税標準算定期間内の廃棄物施設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量に係る第四条第三項の規定の適用については、同項中「数量を合計した」とあるのは、「数量（この条例の施行の日の属する月における廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量については、当該月の末日現在における廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量から青森県核燃料物質等取扱税条例（平成十三年七月青森県条例第四十九号）の失効の日の前日現在における廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量を控除した容量又は数量とする。）を合計した」とする。

5 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第五条第二号の規定にかかわらず、当分の間、百分の十二とする。

6 施行日から平成十八年十二月三十一日までの間における第十条の規定の適用については、同条中「第二百七十八条第五項」とあるのは、「第二百

七十八条第四項」とする。

7 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

8 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十二号

青森県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関等設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「青森保健所」を「東地方保健所」に改め、「青森市、」を削る。

第七条第二項の表中「青森市、」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、青森保健所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、東津軽郡の区域に係るものは、東地方保健所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「自然環境保全審議会」を「青森県環境審議会」に改め、同条第一項中「青森県自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）」を「青森県環境審議会」に改め、同条第六項中「自然環境保全審議会」を「青森県環境審議会」に改める。

別表第二青森県自然環境保全審議会の項を削り、同表中「青森保健所感染症診査協議会」を「東地方保健所感染症診査協議会」に、「青森保健所結核診査協議会」を「東地方保健所結核診査協議会」に改め、同表青森県環境審議会の項中「をする」を「をし、並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する」に、

一 県議会の議員	三十二人以内
二 市町村長	
三 国の地方行政機関の職員	
四 学識経験を有する者	

を

一 学識経験を有する者	三十五人以内
二 温泉に関する事業に従事する者	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「青森保健所感染症診査協議会」を「東地方保健所感染症診査協議会」に、「青森保健所結核診査協議会」を「東地方保健所結核診査協議会」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第二の青森保健所感染症診査協議会及び青森保健所結核診査協議会並びにそれらの委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二の東地方保健所感染症診査協議会及び東地方保健所結核診査協議会並びにそれらの委員となり、それぞれ同一性をもって存続するものとする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十九号から第八十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十号」を「第七十九号」に改める。

第十一条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十号」に改める。

別表第二自然環境保全審議会委員の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十九号から第八十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第八十号」を「第七十九号」に改める。

第四条中「第一条第八十一号」を「第一条第八十号」に改める。

別表第三中「自然環境保全審議会委員」を削る。

(青森県自然環境保全条例及び青森県立自然公園条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「青森県自然環境保全審議会」を「青森県環境審議会」に改める。

一 青森県自然環境保全条例(昭和四十八年七月青森県条例第三十一号)第十三条第三項

二 青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第四条第一項

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十二年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第十九条第五号中「第四十一条第五項及び第六十九条」を「第四十二条第八項及び第六十九条第一項」に改め、同条第七号中「第四十一条第五項」

を「第四十二条第八項」に改め、同条第十号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同条第十一号中「第九十七条第二項」を「第九

十六条第五項」に改める。

第二十四条中「青森市及び」を削り、「それぞれ当該市」を「同市」に改め、同条第十三号中「公団等」を「機構等」に改める。

第二十八条及び第三十一条中「青森市」を削る。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条第二項中「ものは、八戸市」を「事務で、青森市及び八戸市の区域に係るものは、それぞれ当該市」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公害防止条例及び公害防止条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げる事務で、青森市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

一 公害防止条例第十九条第一項の規定によるばい煙関係施設の設置の届出の受理に関する事。

二 公害防止条例第二十条第一項の規定によるばい煙関係施設の構造等の変更の届出の受理に関する事。

三 公害防止条例第二十一条の規定によるばい煙関係施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法に関する計画の変更並びにばい煙関係施設の設置に関する計画の廃止の命令に関する事。

四 公害防止条例第二十二条第二項の規定による同条第一項に規定する期間の短縮に関する事。

五 公害防止条例第二十三条の規定による氏名等の変更及びばい煙関係施設の使用の廃止の届出の受理に関する事。

六 公害防止条例第二十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事。

七 公害防止条例第二十六条の規定によるばい煙関係施設の構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法の改善並びにばい煙関係施設の使用の時停止の命令に関する事。

八 公害防止条例第二十九条第一項の規定による粉じん関係施設の設置の届出の受理及び同条第三項の規定による粉じん関係施設の構造等の変更の

届出の受理に關すること。

九 公害防止条例第三十一条の規定による粉じん関係施設について公害防止条例第三十条の基準に従うこと及び粉じん関係施設の使用の一時停止の命令に關すること。

十 公害防止条例第三十二条において準用する公害防止条例第二十三条の規定による氏名等の変更及び粉じん関係施設の使用の廃止の届出の受理に關すること。

十一 公害防止条例第三十二条において準用する公害防止条例第二十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に關すること。

十二 前各号に掲げる事務に係る公害防止条例第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

(青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に關する条例等に基づく事務)

第三十二条 青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に關する条例(昭和三十四年一月青森県条例第三号。以下「魚介類行商等条例」という。)

及び魚介類行商等条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、青森市の区域において営む魚介類行商及びアイスクリーム類行商に係るものは、同市が処理することとする。

一 魚介類行商等条例第三条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新に關すること。

二 魚介類行商等条例第四条第二項の規定による登録票及び行商記章の交付に關すること。

三 魚介類行商等条例第四条第三項の規定による登録の拒否の通知に關すること。

四 魚介類行商等条例第五条の規定による登録の変更並びに登録票及び行商記章の再交付に關すること。

五 魚介類行商等条例第九条の規定による廃業の届出の受理並びに登録票及び行商記章の返納に關すること。



六 魚介類行商等条例第十二条第一項の規定による検査及び指導に関すること。

七 魚介類行商等条例第十三条第一項の規定による容器及び器具の整備改善の命令並びに同条第二項の規定による営業の停止の命令及び登録の取消しに関すること。

八 魚介類行商等条例第十四条の規定による登録の抹消に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十二条並びに第三十三条第二項及び第三項に規定する事務（同条第二項に規定する事務にあつては、青森市の区域に係るものに限る。）に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為は、青森市長がした処分その他の行為又は青森市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例の一部改正)

3 青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例（昭和三十四年一月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定中この条例に基づく事務のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき市町村が処理することとされた事務に係る部分は、当該市町村が処理することとされた事務については、適用しない。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第六条の二を第七条とする。

第八条の二第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改め、同項に次の各号を加える。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

第八条の二第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に改める。

第十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十六号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十七号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第二条の二第二項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第九条中「別表に定める程度」を「第二十九条第二項に規定する障害等級に該当する程度」に、「同表に定める」を「同項に規定する」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「法別表に定める」を「同項に規定する」に、「補償基礎額に別表第二」を「補償基礎額に同表」に改める。

第十二条第一項第四号中「別表の」を「第二十九条第二項に規定する」に、「等級」を「障害等級」に改める。

附則第二条の三第一項及び第二条の四第二項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第二中「等級」を「障害等級」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条の二第一項及び第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十八号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第三十七条第一項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四を乗じて得た金額とする。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条 削除

（所得割に係る調整控除）

第三十九条 所得割の納税義務者については、その者の第三十七条の規定による所得割の額から、法第三十七条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する金額を控除する。

第四十条中「本条」を「この条」に、「第三十八条」を「前条」に改める。

第四十条の二中「百分の三十二」を「五分の二」に、「から前条まで」を「及び前二条」に改める。

第四十六条の見出し中「計算書の提出」を「交付」に改め、同条中「を左の各号に」を「について次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の提出があつた場合においては、その提出があつた日から三十日以内に、同項の徴収取扱費を規則で定めるところにより交付するも

のとする。

第四十七条の四を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第四十七条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第五十三条の二第四項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかつた」に改め、「当該法人の」の下に「同項の申告書に係る事業年度の法人の住民税に充当し、若しくは当該法人の」を加える。

第五十五条の十四中「第七十一条の十四第四項」を「第七十一条の十四第五項」に改める。

第五十五条の二十三中「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第六項」に改める。

第五十五条の二十四中「百分の六十八」を「五分の三」に改める。

第五十五条の三十二中「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第六項」に改める。

第五十五条の三十三中「百分の六十八」を「五分の三」に改める。

第六十条第一項第一号八の表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・

二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」

を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」

を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分

の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号八中「百分

の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号二中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改

め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第九十八条中「七百九十三円」を「八百九十八円」に改める。

第一百一条の三中「第七十四条の二十三第四項」を「第七十四条の二十三第五項」に改める。

第一百十二条中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に改める。

第一百五十一条第一項第四号中「第二十二條第一項」を「第二十二條第二項」に改める。

第一百五十二条第一項第三号イ(1)中「一般乗合用のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

第一百九十三条の十六中「第六百九十九条の二十一第四項」を「第六百九十九条の二十一第五項」に改める。

第二百十二条中「第七百条の三十三第四項」を「第七百条の三十三第五項」に改める。

附則第三条の三第一項中「第三十八条」を「第三十九条」に改め、同項第二号中「から第四十条まで及び附則第四条の三第一項」を「第三十九条及び第四十条並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に改め、同項第三号中「第三百十四條の四」を「第三百十四條の六」に改め、「第五条第三項」の下に「及び第五条の四第六項」を加え、同条第二項中「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、同条第四項中「から前条まで」を「及び前二条」に改める。

附則第三条の三の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三条の四第一項中「第四条第一項」を「第四条第二項」に、「同条第四項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「同条第四項第二号」を「同条第一項第二号」に、「本項」を「この項」に、「第四条第一項及び第二項」を「第四条第五項及び第六項」に改める。



附則第四条第一項中「第四条の二第二項」を「第四条の二第二項」に、「同条第四項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第四条の二第三項」を「第四条の二第四項」に、「同条第四項第二号」を「同条第一項第二号」に、「本項」を「この項」に、「第四条の二第一項及び第二項」を「第四条の二第四項及び第五項」に改める。

附則第四条の三第一項各号列記以外の部分中「利益の配当（所得税法第九十二条第一項）を「剰余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、「利益の配当（同項）に、「本条」を「この条」に改め、「剰余金の分配」の下に「（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十八条」を「第三十九条」に改め、同項第一号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「本条」を「この条」に、「百分の・八」を「百分の一・二」に、「百分の・四」を「百分の・六」に改め、同項第二号中「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に、「百分の・四」を「百分の・六」に、「百分の・二」を「百分の・三」に改め、同項第三号中「百分の・二」を「百分の・三」に、「百分の・一」を「百分の・一五」に改め、同条第二項中「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改める。

附則第四条の四を次のように改める。

#### 第四条の四 削除

附則第四条の五の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第四条の六 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者について、法附則第五条の四第一項の規定の適用がある場合においては、同項に規定する道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十九条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第四条の六第一項」とする。

附則第五条第二項各号列記以外の部分中「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項及び前条第一項」に改め、同項第一号中「百分の・五」を「百分の・六」に改め、同項第二号中「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項及び前条第一項」に改め、同条第三項中「並びに附則第三条の三第一項並びに第十六条第一項及び第二項」を「及び附則第三条の三第一項」に、「前条まで」を「前二条」に、「前条まで及び」を「前二条並びに」に改め、「及び第十六条第二項第一号」を削り、「及び附則第四条の三第一項」を「及び附則第四条の六第一項」に、「附則第四条の三第一項及び附則第五条第二項」を「第四条の六第一項及び第五条第二項」に改め、「及び第十六条第二項第二号」を削り、「並びに法附則第五条第三項」を「及び第五条の四第六項」に、「法附則第五条第三項並びに法附則第六条第五項」を「第五条の四第六項及び第六条第五項」に改める。

附則第六条を次のように改める。

(個人の住民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第六条 第四十七条の三第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、同条及び第四十七条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の五第一項及び第二項並びに第四十七条の六の規定の適用については、第四十七条の五第一項及び第二項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第六条第一項」と、第四十七条の六中「第四十七条の四」とあるのは「第四十七条の四並びに附則第六条第一項」とする。

附則第六条の三第一項中「本項に」を「この項に」に改め、同項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・

八」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に改め、同条第三項第一号中「第四十条、第四十条の二及び附則第四条の三第一項」を「第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に、「同項各号」を「附則第四条の三第一項各号」に改め、同項第三号中「において準用する同条第一項」を削り、同項第四号を削る。

附則第七条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第七条の三まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第七条の三第一項」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項第二号中「第四十条、第四十条の二及び附則第四条の三第一項」を「第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に、「同項各号」を「附則第四条の三第一項各号」に改め、同項第三号中「において準用する同条第一項」を削り、同項第四号を削る。

附則第七条の二第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円

附則第七条の二第二項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

附則第七条の二の二中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第七条の三第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 九十六万円

附則第七条の三第一項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第八条第一項中「第四項において準用する附則第七条第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、

「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の三第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

三 附則第三条の三第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第八条の二第一項中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等（以下この項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条及び附則第八条の二の三第一項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲

渡所得等」に、「以下この項及び第五項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第六項第一号の規定により」を「第四項第一号の規定により読み替えて」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。」の下に「その他政令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項第二号中「第四十条、第四十条の二及び附則第四条の三第一項」を「第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に、「第四十条の二中「同条第十五項」とあるのは「法附則第三十五条の二第六項」と、同項各号」を「附則第四条の三第一項各号」に改め、同項第三号中「第三十五条の二第九項において準用する同条第一項」を「第三十五条の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第四項とする。

附則第八条の二の二中「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加える。

附則第八条の二の三第一項中「のうち租税特別措置法」を「のうち同法」に、「同条第六項第一号」を「同条第四項第一号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第二項中「第八条の二第六項」を「第八条の二第四項」に改める。

附則第八条の二の四第一項中「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第三項」に、「金額」と、前条第一項を「金額とし、」

と、前条第一項」に改める。

附則第八条の二の五第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「第五項」を「第三項」に、「及び第八条の二の三第一項中」を「中」「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第八条の二の三第一項中」に、「」「計算した」を「計算した」に改める。

附則第八条の二の六の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項を削る。

附則第八条の二の七第一項中「本項」を「この項」に改め、「次項第一号の規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第二号中「第四十条、第四十条の二及び附則第四条の三第一項」を「第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の六第一項」に、「同項各号」を「附則第四条の三第一項各号」に改め、同条第三号中「において準用する同条第一項」を削り、同項第四号を削る。

附則第八条の五を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第八条の五 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第六十条第一項第

二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得

百分の六・六

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」

とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

附則第九条の二第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七十四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百十一円」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「（昭和二十六年法律第百八十三号）」を削る。

附則第十一条第三項中「第十二条の二第一項」を「第十二条第一項」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第一号中「第十二条の二第三項」を「第十二条第三項」に改める。

附則第十三条第五項中「営業」を「事業」に改め、同条第六項中「本項」を「この項」に、「営業」を「事業」に改める。

附則第十六条を削る。

別表を削る。

## 附則

### （施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九十八条の改正規定及び附則第九条の二の改正規定並びに附則第十二項から第十八項までの規定は平成十八年七月一日から、第四十七条の四、第五十五条の十四、第五十五条の二十三、第五十五条の三十一、第一百一条の三、第一百十二条、第九十三条の十六及び第二百十二条の改正規定、附則第六条の改正規定及び附則第八条の二第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額」を加える部分に限る。）並びに別表を削る改正規定並びに附則第三項及び第十九項の規定は平成十九年一月一日から、第三十六条の二の改正規定及び附則第四項の規定は平成二十年一月一日から、第四十条の二の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）及び附則第四条の四の改正規定並びに附則第五項の規定は同年四月一日から、



第五百五十二条第一項第三号イ(1)の改正規定及び附則第九条の二の二第一項の改正規定は地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。

以下「平成十八年改正法」という。）附則第一条第十二号に規定する日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 次項から附則第十項までに定めるものを除き、改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中分離課税に係る所得割（改正後の条例第四十七条の二の規定によって課する所得割をいう。以下同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三十六条の二の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第四十条の二の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第四十六条の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第五十五条の二十四の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき配当割（平成十八年改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）に係る交付金（以下

この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例に

よる。

8 改正後の条例第五十五条の三十三の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割（新法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

9 平成十九年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る改正後の条例第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下「合計課税所得金額」という。）が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、改正後の条例附則第七条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、改正後の条例附則第八条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、改正後の条例附則第八条の二第二項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び改正後の条例附則第八条の二の七第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに平成十八年改正法附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（平成十八年改正法附則第十二条第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。））を、新法及び新租税条約実施特例法並びに改正後の条例の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三及び改正後の条例第四十条の二の規定を

除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の改正後の条例第三十七条の規定による所得割の額から改正後の条例第三十九条の規定による控除額を控除した金額

二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る改正後の条例第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の青森県県税条例第三十七条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

10 地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第二条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」(「とあるのは「零とする。」)の三分の二に相当する金額」と、「新法及び新租税条約実施特例法並びに改正後の条例の規定中所得割に関する部分(新法第三十七条の三及び改正後の条例第四十条の二の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

(事業税に関する経過措置)

11 改正後の条例第六十条及び附則第八条の五の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

12 平成十八年七月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

13 指定日前に青森県税条例第九十六条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同条例第九十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の条例第九十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき百五十円

二 改正後の条例附則第九条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

14 前項に規定する者は、平成十八年改正法附則第九条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第六十号。以下「平成十八年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

16 附則第十三項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、改正後の条例の規定中たばこ税に関する部分（改正後の条例第九十九条及び第百条の二の規定を除く。）を適用する。

第九十七条第二項	前項	青森県県税条例の一部を改正する条例（平成十八年六月青森県条例第六十八号。以下この節において「平成十八年改正条例」という。）附則第十三項
第百条の三第一項	前条の規定によつて申告書	平成十八年改正条例附則第十四項の規定によつて申告書
	法第七十四条の二十四第四項	地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下この節において「平成十八年改正法」という。）附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四第四項
	前条の規定によつて申告納付する	平成十八年改正条例附則第十四項及び第十五項の規定によつて申告納付する
第百条の三第二項	前条	平成十八年改正条例附則第十四項
	法第七十四条の二十第一項から第三項	平成十八年改正法附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十第一項から第三項
	地方税法施行規則第八条の五第一項	地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第六十号）附則第二条第一項
第百一条第二項	法第七十四条の二十四第四項	平成十八年改正法附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十第

第百一条第二項	法第七十四条の二十一第二項	平成十八年改正法附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項	四項
第百一条の二	第百条の二第一項若しくは第三項 法第七十四条の二十二第一項又は第二項	平成十八年改正法附則第十五項 平成十八年改正法附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第一項又は第二項	
第百一条の三	法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項	平成十八年改正法附則第九条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第五項又は法第七十四条の二十四第四項	

17 平成十八年改正法附則第九条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、改正後の条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、平成十八年改正省令附則第二条第三項に規定するところにより、平成十八年改正法附則第九条第七項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

18 指定日から平成十八年十二月三十一日までの間における附則第十六項の表第百一条の三の項の規定の適用については、同項中「第七十四条の二十三五項」とあるのは、「第七十四条の二十三第四項」とする。

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

19 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「第七百三十三条の十八第五項」を「第七百三十三条の十八第六項」に改める。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第十条第一項第一号の表のイ中「百分の二・二」を「百分の一・九」に、「八百万円以下の金額の百分の三・三」を「八百万円以下の金額の百分の二・七五」に、「百分の四・三」を「百分の三・六」に、「四百万円以下の金額の百分の三・三」を「四百万円以下の金額の百分の一・八五」に、「百分の四・九五」を「百分の四・一二五」に、「百分の六・四五」を「百分の五・四」に、「百分の三・八五」を「百分の三・三二五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八二五」に、「百分の七・五二五」を「百分の六・三」に改め、同表の口中「百分の四・三」を「百分の三・六」に、「百分の六・四五」を「百分の五・四」に、「百分の七・五二五」を「百分の六・三」に改め、同表の八中「百分の一・八」を「百分の一・五」に、「百分の三・七五」を「百分の三・三」に、「百分の四・二」を「百分の三・七五」に、「百分の五・六二五」を「百分の四・九五」に、「百分の四・九五」を「百分の四・三」に、「百分の三・七五」を「百分の三・三」に、「百分の四・二」を「百分の三・七五」に、「百分の五・六二五」を「百分の四・九五」に、「百分の六・五六二五」を「百分の五・七七五」に改め、同表の二中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」に、「百分の三・七五」を「百分の三・三」に、「百分の五・六二五」を「百分の四・九五」に、「百分の六・五六二五」を「百分の五・七七五」に改め、同表の水中「百分の一・八」を「百分の一・五」に、「八百万円以下の金額の百分の四・二」を「八百万円以下の金額の百分の三・六五」に、「百分の五・五」を「百分の四・八」に、「四百万円以下の金額の百分の四・二」を「四百万円以下の金額の百分の三・七五」に、「百分の六・三」を「百分の五・四七五」に、「百分の八・二五」を「百分の七・二」に、「百分の四・九」を「百分の四・三七五」に、「百分の七・三五」を「百分の六・三八七五」に、「百分の九・六二五」を「百分の八・四」に改め、同表のへ中「資本の金額又は出資金額」を「資本の額又は出資金の額」に、「百分の五・五」を「百分の四・八」に、「百分の八・二五」を「百分の七・二」に、「百分の九・六二五」を「百分の八・四」に改める。

第十三条第一項第一号の表のイ中「百分の二・二」を「百分の一・九」に、「八百万円以下の金額の百分の三・三」を「八百万円以下の金額の百分の二・七五」に、「百分の四・三」を「百分の三・六」に、「四百万円以下の金額の百分の三・三」を「四百万円以下の金額の百分の二・八五」



に、「百分の四・九五」を「百分の四・一二五」に、「百分の六・四五」を「百分の五・四」に、「百分の三・八五」を「百分の三・三二五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八二五」に、「百分の七・五二五」を「百分の六・三」に改め、同表の口中「百分の四・三」を「百分の三・六」に、「百分の六・四五」を「百分の五・四」に、「百分の七・五二五」を「百分の六・三」に改め、同表の八中「百分の二・八」を「百分の二・五」に、「百分の三・七五」を「百分の三・三」に、「百分の四・二」を「百分の三・七五」に、「百分の五・六二五」を「百分の四・九五」に、「百分の四・九」を「百分の四・三七五」に、「百分の六・五六二五」を「百分の五・七七五」に改め、同表の二中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金の額」に、「百分の三・七五」を「百分の三・三」に、「百分の五・六二五」を「百分の四・九五」に、「百分の六・五六二五」を「百分の五・七七五」に改め、同表の水中「百分の二・八」を「百分の二・五」に、「八百万円以下の金額の百分の四・二」を「八百万円以下の金額の百分の三・六五」に、「百分の五・五」を「百分の四・八」に、「四百万円以下の金額の百分の四・二」を「四百万円以下の金額の百分の三・七五」に、「百分の六・三」を「百分の五・四七五」に、「百分の八・二五」を「百分の七・二」に、「百分の四・九」を「百分の四・三七五」に、「百分の七・三五」を「百分の六・三八七五」に、「百分の九・六二五」を「百分の八・四」に改め、同表のへ中「資本の金額又は出資金額」を「資本の金額又は出資金の額」に、「百分の五・五」を「百分の四・八」に、「百分の八・二五」を「百分の七・二」に、「百分の九・六二五」を「百分の八・四」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 前項の規定による改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第十条第一項及び第十三条第一項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

青森県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により、」の下に「公共用水域等の水質の保全等の観点から」を加え、「し尿等」を「し尿及び雑排水」に改める。

第三条第一項中「浄化槽保守点検業」を「県の区域（青森市の区域を除く。）内において浄化槽保守点検業」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県知的障害児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「食事」を「及び食事」に改める。

第四条第一項中「において」の下に「児童福祉法第七条第三項に規定する知的障害児施設支援（同法第二十七条第一項第三号の規定による措置に係るものを除く。）又は」を加え、「同法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「別表に定める」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

区分	金額
知的障害児施設支援料	児童福祉法第二十四条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所料	障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

#### 附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県知的障害者総合福祉センター条例（昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中  
「知的障害者更生施設  
知的障害者授産施設」  
を「障害者支援施設」に改める。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 知的障害者に入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。

二 知的障害者に生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること。

第二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 知的障害者に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること。

四 知的障害者に就労の機会を提供するとともにその知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること。

第三条第一項を次のように改める。

知的障害者総合福祉センターにおいて障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する施設入所支援、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を受けた者は、同法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納入しなければならない。

い。

別表を削る。

附則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前に受けた改正前の青森県知的障害者総合福祉センター条例第三条第一項の知的障害者更生施設支援及び知的障害者授産施設支援に係る同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県臨床検査技師等に関する法律関係手数料徴収条例

第一条中「、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「、臨床検査技師等に関する法律」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第七十三号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に、「第七条」を「第七条第一項」に改め、同号八中「第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設」を「第三十一条に規定する身体障害者福祉センター」に改め、同号中二を削り、ホをニとし、ヘをホとし、トを削り、チをヘとし、リをトとし、又をチとし、同号ル中「事業所」の下に「同条第二十一項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム」を加え、同ルを同号リとし、同号ヲ中「ル」を「リ」に改め、同ヲを同号又とする。

#### 附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 青森県条例第七十四号

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条並びに附則第二項及び第三項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十五号

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護老人保健施設開設許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料等の徴収等に関する条例

第一条中「という。」の下に「第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験、法」を加える。

第二条中第四号を削り、第三号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 法第百十五条の二十九第一項の規定による介護サービス情報の報告を行おうとする者

第二条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者

介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料

七千円

二 前号に掲げる者

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料

千円

第三条の見出しを「(指定試験実施機関に試験事務を行わせた場合の介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料の納入等)」に改め、同条第三項中「第一項の規定により」の下に「指定試験実施機関に納入された介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料、第二項の規定により」を、「当該」の下に「指定試験実施機関、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「指定情報公表センターが行う介護サービス情報の公表を受けようとする」を「法第百十五条の三十六第一項の規定により知事が情報公表事務を行わせることとした者(以下「指定情報公表センター」という。)に対して介護サービス情報の報告を行おうとする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「法第百十五条の三十六第一項の規定により知事が情報公表事務を行わせることとした者(以下「指定情報公表センター」という。）」が指定した者を含む。」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行わせることとした者(以下「指定試験実施機関」という。)が行う介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料を指定試験実施機関に納入しなければならない。

第四条中「手数料(介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料を除く。）」は、青森県収入証紙をもって納入し、「介護老人保健施設開設許可申請手数料及び介護老人保健施設変更許可申請手数料は、青森県収入証紙をもって納入し、介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料



料」に、「指定調査機関」を「指定試験実施機関、指定調査機関」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十六号

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例

青森県医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「食事」を「及び食事」に改める。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「において」の下に「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第六項に規定する肢体不自由児施設支援若しくは同条第七項に規定する重症心身障害児施設支援（同法第二十七条第一項第三号の規定による措置に係るものを除く。）又は」を加え、「同法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の短期入所料」を「別表第二に定める使用料」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

区分	金額
肢体不自由児施設支援料	児童福祉法第二十四条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
重症心身障害児施設支援料	児童福祉法第二十四条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所料	障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十七号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十五年度から平成十七年度まで」を「平成十八年度から平成二十年度まで」に改め、「（以下「前年度算定時価」という。）（

を削り、「次の表の上欄に掲げる前年度算定時価を当該年度時価で除して得た数値の区分に応じ、同表の下欄に掲げる調整率を乗じて得た額」を「当

該年度時価に百分の五を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項の表を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁港管理条例附則第四項の規定は、平成十八年四月一日以後の占用の許可に係る漁港施設占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る漁港施設占用料については、なお従前の例による。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十八号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十九号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

青森県立三本木高等学校附属中学校	十和田市
------------------	------

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭